

四日市市告示第 498 号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、次の市道の路線の供用を開始する。

なお、その関係図面は、四日市市都市整備部道路管理課において、公示の日から3週間一般の縦覧に供する。

令和2年10月20日

四日市市長 森 智広

都市整備部 道路管理課

(供用開始)

(都市整備部道路管理課)

整理 番号	路線名	起点	幅員 (m)	延長 (m)	別添図位番号
		終点			
1	芝田4号線	芝田一丁目74-13	4.6~5.9	24.2	NO.1
		芝田一丁目74-15			
2	日永西37号線	日永西二丁目4301-1	6.0	18.5	NO.2
		日永西二丁目4301-1			
3	高花平51号線	高花平五丁目1-90	6.0~12.0	48.7	NO.3
		高花平五丁目1-35			
4	高花平52号線	高花平五丁目1-47	6.0~13.4	96.6	NO.4
		高花平五丁目1-95			
5	小林1号線	小林町字小林新田3029-84	2.8	11.9	NO.5
		小林町字小林新田3029-84			
6	小林25号線	小林町字小林新田3029-84	4.5~9.0	2.1	NO.6
		小林町字小林新田3029-84			
7	広永4号線	広永町字五反田1162-1	4.0	27.4	NO.7
		広永町字五反田1162-1			
8	大矢知8号線	下之宮町字皇田6-1	4.5	19.1	NO.8
		下之宮町字皇田6-1			
9	川北松寺線	松寺一丁目201-6	4.8	18.6	NO.9
		松寺一丁目201-1			
10	下之宮2号線	下之宮町字鉢田220-1	4.0~6.3	53.6	NO.10
		下之宮町字鉢田220-1			